管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充措置・関連措置に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1120010	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　第２条第５項、同条第６項 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令　第１条、第２条の表中８の項第２号 ○容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針　５（４）	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によりサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。 また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル周リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。 これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本概念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に当たっては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）の順でこれを行うという基本原則に則るものである。	1．容器包装リサイクル法第二条６項における分別基準適合物について環境省令第二条八項のこに規定されている「圧縮されていること」を除かすること。 2．「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（公布日：平成18年12月01日）」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用されるべき製品の原材料」の緩和要件、・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。	1．容器包装リサイクル法第二条６項における分別基準適合物について、現在の市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準（圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等）に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者（容器包装を利用・製造等する事業者）に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によりサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。 また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル周リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。 これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本概念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に当たっては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（サーマルリカバリー）の順でこれを行うという基本原則に則るものである。 現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるパッカー車から降ろした時点でダイレクトに高材質炭を行う高効率な選別特化施設が誕生しえない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基準適合物」の定義中「再商品化手法」の一部を見直し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②パッカー車から降ろした時点で的組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより分平な費用負担にする③高い環境負荷低減効果がありかつコスト張低性のある固形燃料等の手法を活用する、上記３点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非効率な部分を解消し、プラスチックをより高効率なリサイクルへシフトさせ02との更なる削減を達成することを目的とする。その非効率な部分とは、１．自治体の選別施設と商品化施設の２段階で選別が行われており非効率でコストがかかる点、各リサイクル手法に向いた異材ごとの分離が進んでいないことにより製品売値が高止していない、２．自治体が分別基準適合物以外のものを分離しなければならず、その分離コスト負担を嫌って分別収集を実施しない自治体が未だに多く存在するとされる、３．自治体が分離した分別基準適合物以外のものを同一の再商品化ルートに流すことができずに現状に近いケースがある、以上３点であり これらの解消によって合理的なリサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減および02の更なる削減につながる。	C	－	（１）分別基準適合物の基準の緩和（「圧縮されていること」の除外）について 容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの（分別基準適合物）について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならないようにするため、市町村が行う分別の段階において減容化を行い、再商品化に係る運搬費を低減させたものを再商品化義務の対象として扱うことしたものである。 つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考えるが、現段階においては、本提案内容の実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかどうかの詳細が不分明であることから、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。 また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき国の指定を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る義務の一部を行うことなくており、自治体が分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実際に再商品化を行う事業者に処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。 仮に、本提案を認めた場合には、特例として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率な仕組みとなるおそれがある。 従って、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 なお、上述の様、分別基準適合物に関する制度を改正する際には、制度の変更により、費用負担の状況に変化が生じる特定事業者又は市町村との間で、十分な議論・調整が行われていることが前提となるものと考える。 （２）燃料利用の位置付けについて 容器包装リサイクル法の法目的は、「一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ること」であり、本法では、資源の有効な利用を図る手段として、分別基準適合物の再商品化の促進を位置づけているところである。再商品化の手法に関して は、特高性資源の有効利用や環境負荷の低減を進める観点から、原材料を効率的に用い、製品等として再使用（リユース）することができるものは再使用し、原材料として再生利用（リサイクル）できるものは再生利用し、それができない場合に熱回収（サーマルリカバリー）することとしており、同法の基本方針において、再商品化手法には燃料利用は材料・ケミカル周リサイクル手法はプラスチック製容器包装に係る再商品化手法等の場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。 こうした考え方に対して、主に容器包装廃棄物のリサイクルに係るコストコスト低減の観点から、燃料としての利用促進をすべきとの意見がある一方で、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合において、議論を重ねて来たところ。 この議論において、同会合において昨年10月にとりまとめた報告書（「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」）では、「燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル周リサイクル手法でプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない事態が生じた際に緊急的に用い、製品等として再使用（リユース）する の中で再生利用（リサイクル）より優先度が低い熱回収（サーマルリカバリー）を導入することは、現に機能している材料・ケミカル周リサイクル手法を経済コスト面から事業上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、単に熱回収のためだけであれば、そもそも分別小学間や経済コストをかけて容リ法の下でリサイクルしなくても、可燃ごみとともに収集して廃棄物処理施設で熱回収をすれば効率の面で は劣るもののそれでも七分ではないかとの批判がなされることも考えられる。このため、容リ法の対象重しまでは問は現状の効抜い を継続し、緊急避難的でない熱利利用の導入については、こうした点も踏まえつつ、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。」とされているところである。 こうした議論の経緯があることを踏まえると、上記の報告書に示された論点について十分な議論がなされないまま、燃料利用を通常の再商品化手法として位置付けることは適切ではないと考える。今後、上記の報告書で示した方針に基づき、検討を進めていきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1．すでに環境省での規格化案証・検証が行われているが、更に具体性を持たせるために特区による実証が必要。特区では至某と異なる競争入札を実施しかつ現状の平均単価を下回る価格が条件の契約を結べば費用が上昇することは見り得ず、指摘されている内容は運用で解決可能。 なお、本提案の前提は提案理由にも記したように、容リプラとその他プラを混合回収しその組成比率で事業費、自治体で費用負担するものだが、これは名古屋市からの特区要望に対し回答だったと承知しており、その他部分の再商品化が可能であれば事業者は容器包装部分について容リ法上の再商品化義務を負っていると理解されることろ。0回答に変更はない様頂したい。 2．本提案は再生利用に向いた物と熱回収に向いたものを事前に分類するものであり、再生利用を事業上廃止に追いやるものではない。今回の省庁回答は再生利用に向いたものと熱回収に向いたものを混在させた異質入札を行う既存の枠組みを前提とした議論と混同しているように思われる。また提案基本法には「次に定めるところにしたがいこれらの資源の有効な利用の確保を図ること」とあるが、熱回収は高い環境負荷低減効果が技術されている。本枠組みを利用して熱回収に向いた物のサーマルリカバリーにおける環境負荷低減効果の実証と検証を行ってもよいのではないか。	C－部 D	－	1．について （１）分別基準適合物の基準の緩和（「圧縮されていること」の除外）について ご提案の制度変更を行う際は、当該制度変更により負担の程度が変化する可能性がある特定事業者又は関係自治体の理解が得られていることが前提となると考える。そのためには、例えば現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されることなどが必要となるものと考える。 今回の再意見において、容器包装リサイクル法第２１条に基づく指定法人が再商品化事業者を選定する際に行う一般競争入札における落札単価より低い金額で分別基準適合物の再商品化が可能であると主張されているが、この提案により、実際に現行の制度に比して低コストでの処理が実現でき、特定事業者又は関係自治体の合意が得られるかどうかは必ずしも明確ではなく、現状では、ご提案の措置を実現することは適当ではないと考える。 もともも、ご提案内容に基づくリサイクルシステムは、ご提案の施設に分別基準適合物を引き渡すことに同意できる市町村の協力なくして成立しえないため、特区制度の提案時において当該市町村の責任ある協力が得られることが明確にされる必要がある。 なお、これらの点に加え、容器包装リサイクル法は「資源の有効な利用の確保」と同時に「廃棄物の適正な処理」を図ることを目的とした法律であることから、分別基準適合物の再商品化に関しては、経済合理性の追求に加え、廃棄物の適正な処理が確保されることも必要となる。 現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、分別基準適合物の基準が容器包装の部分ごとに統一的・内通の基準として定められていることで、仮に指定法人から再商品化事業を受託した者が何らかの理由により再商品化を行うことが不可能となった場合にも、他の再商品化事業者がその再商品化事業を代行しうる仕組みとしていることで、全国的に、廃棄物の適正な処理を確保し得る仕組みとしている。 この点、仮に特区制度として本提案を認め、当該地域で分別収集される容器包装廃棄物について のみ分別基準適合物の基準から「圧縮されていること」を除外した場合には、特区地域とそれ以外の地域で排出される容器包装廃棄物の分別基準適合物の基準が異なることとなり、他の地域と比べ異なる基準で収集された容器包装廃棄物について、その処理を担える者はごく少数の者しか存在しなくなることが見込まれる。 したがって、仮に特区制度として本提案を認めた場合、指定法人から再商品化事業を受託した者が何らの理由により再商品化を行うことが不可能となった場合に、その再商品化事業を代行しうる者を確保することが困難となるため、廃棄物の適正な処理に支障を来すことが懸念される。 （２）指定法人業務とは別に独自に行うことについて 名古屋市からの特区要望とは、第１４次提案における「容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化」のことであるものと思われるが、これをＤ回答（現行規定により対応可能）としたのは、同提案に対する再々検討要請に対する回答において、「容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックを混合した状態で、（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）に引き渡し、それら廃棄物の処理を委託する契約を、容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていない」と回答しているとおりであり、この見解に変更はない。 したがって、圧縮されていない容器包装プラスチック及び容器包装以外のプラスチックの混合収集について、提案内容にある市町村と容リ協会との契約を、市町村と容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていないものと考えており、ご提案の事業も、こうした独自の契約を結ぶことで実現可能であると考える。 2．について 容器包装リサイクル法における再商品化手法のうち燃料利用の位置づけ及びその今後の検討方針については、1次回答において述べたとおりである。 1次回答で述べた内容と一部重複するが、推進型社会形成推進基本法の基本原則における優先順位の考え方によれば、「燃焼によって熱エネルギーを獲得する熱回収は、燃焼可能な循環資源について最終的に取り得る手段とは、いったん熱回収を行うと、その循環資源は再び繰り返して利用することができない。一方、再商用や再生利用を繰り返した後でも熱回収は可能である。したがって、天然資源を効率的に利用し、かつ新たな資源採取に伴う環境への負荷を回避するという観点から、再使用及び再生利用が熱回収に優先すべきである。」とされており、この考え方に基づけば、再使用及び再生利用ができない場合にのみ熱回収されるべきであり、基本方針における再商品化手法の優先順位は、この考えと整合的なものである。 この優先順位は、再商品化が実施される地域によって環境負荷の程度が異なるものと捉えたくいことから、地域によって再商品化手法の優先順位が変動するものとは考えにくいため、特区の手法により直ちに制度改正することは適切ではないと考える。	1040010	株式会社エコデリック、明門工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省
1120020	1．流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物効法」という。）第２条第３号及び同法施行規則第１条第１号における社会資本等の定義の緩和 2．企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）第５条第２項第３号の取り扱いの緩和 3．工場立地法第２条第１項に基づく工場適地の選定基準における市街化調整区域において の選定の緩和 4．農地法に基づく通知「農地法の運用について」第２－１－（１）－イ－（イ）－ニ－（ｴ）工場適地図に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第２条第３号、同法施行規則第１条第１号 企業立地促進法第５条第２項第３号 企業立地促進法基本方針第２号 企業立地促進法実施要領第２－１、（３） 工場立地法第２条第１項及び第２項 工場適地の選定基準について	特定流通業務施設の立地要件は、社会資本等（高速自動車国道のインターチェンジ等と連結させるための施設）となっている。 企業立地促進法においては、市町村及び都道府県が共同して、国が定める基本方針に基づき企業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（基本計画）を作成し、主務大臣の同意を求めることができることとされているところ。 自治体が、当該基本計画に定める集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を促ムべき区域（企業立地重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域について、市、区、町、村、字及び土地の地番を記載するとともに、当該区域を具体的に地図上で特定し、掲げることが求められ、基本計画の同意に当たっては、企業立地重点促進区域を含む集積区域全体について下記の事項に適合することが求められる。 ・産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められる地域であること。 ・国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されていることと、都市機能の無秩序な拡散を防ぐなどバランが図られた地域であり、かつ自然環境保全と重要な地域への配慮もなされた地域であること。 工場立地法第２条第１項に基づき、経済産業大臣があらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査等を行う。 工場適地の選定については、「工場適地の選定基準」によって定められており、都市計画との関連は以下のとおり定められている。 2．都市計画との関連 （4 市街化調整区域内においては、原則として選定しない。ただし、次の場合には選定することができる。 イ．都市計画法第３４条第６号に適合するもの（中小企業の工場の集団化等）であること。 ロ．地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工業団地造成事業等の予定地であって２０ｈａ以上のものであり、飛地の市街化区域（５０ｈａ以上）を設定しうるものであること。 ハ．都市計画法第２１条による市街化区域への変更を行う予定の地域内において、既に定められている市街化区域との関連から工業立地を促進すべきものと認められること。	1．物効法第２条第３号に掲げる高速自動車国道で物資の流通を結節する社会資本等（既設ＩＣ）の定義を緩和し、業務流通路予定地点和１ＩＣについても同様に扱う。 2．企業立地促進法第５条第２項第２号における集積区域内の圧和１ＩＣ周辺地区について、同法第５条第３号に掲げる同施全業立地重点促進区域として緩和する。 3．工場適地選定基準　2．都市計画との関連 （4）において、市街化調整区域については原則選定しないとあるものを緩和し、動計法第３４条１２号にいる産業指定区域に指定された場所について工場適地図に登載可能とする。 4．３の工場適地図の掲載を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場適地図の掲載が容易となる。具体的には、提良畑地については、ことのてこれをさけることを考えされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこと。	実施内容 **1の緩和により、圧和１Ｉから半径６ｋｍ以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。** 2の緩和により、圧和１Ｉ周辺地区が同要企業重点促進区域となり、関係機関との調整が円滑となることにより、企業立地が推進できる。 3の緩和により、圧和１Ｉ周辺地区が工場適地図に登載されることにより、広く立地を考えている企業に情報提供されるため、企業誘致活動に利用できる。 4の緩和によりコの緩和がより円滑に行えることとなる。 提案理由<br　本市は、平成17年度に、旧春日部市・旧庄和町が合併した。しかし既成市街地が分断されている状況にある。平成20年度に「春日部市総合振興計画」を策定し都市的土地利用を図る地区を「まちづくりエリア」を策定した。特に周既成市街地を一体化すべく産業集積ゾーンとして圧和１Ｉ周辺地区を位置づけた。<br　しかし、同地区は業務流通路の開通が遅延することと同時に依然として産業集積が進まない状況にある。<br　このため、同道路開通時に即時に対応できるよう産業を集積するものである。	1．—○ 2．—○ 3．—○	－	1．物効法の流通業務総合効率化事業は、物流結節点としての性格を有する社会資本等の近傍に立地し、同さぼきの合理化を図る設備及び情報処理システムを備えた流通業務施設を中核として、輸送、保管等の流通業務の総合化、効率化及び環境負荷の低減に資するものである。<br　流通業務総合効率化事業の規模となる特定流通業務施設の立地要件は、法律等の趨勢又は流通業務の総合化及び効率化を図ると重要な要件であるため、建設中又は計画段階で供開開始日が未定である社会資本等を立地要件に含めることは、適切とはいえず困難である。 2．企業立地促進法の基本計画においては、集積区域とその集積区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域（以下、企業立地促進重点区域という。）を定めることができるとされており、企業立地促進重点区域とされた地域については、市町村と都道府県の協議を経て提案され、国が同意を行うことにより確定することとなっている。<br　このため、集積区域のうち企業立地促進重点区域内の区域が、企業立地促進重点区域の特例措置を受けるためには、企業立地促進法第６条に基づき、市町村と都道府県で定めて協議を行い、当該区域が企業立地促進重点区域として適当との判断を行った上で基本計画の変更を行い、国の同意を求めることが必要となる。 3．「工場適地の選定基準」は、工場立地法第２条第２項に基づく工場適地の調査におけるその適地の選定基準を定めている旨である。当該規定における２．（４）は、工場適地の選定における都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第７条に規定される市街化調整区域との関係を定めている項目であり、原則として市街化調整区域の選定は認めていない。<br　ただし、工場団地造成事業等であって実質的に都道府県の関与がありチェック機能を有しているという理由から、法第３４条第６号に適合するもの（本規定２．（４）イ）及び地方公共団体等による計画的開発の見通しのあるこ工業団地造成事業等の予定地であって２０ｈａ以上のものであり、飛地の市街化区域（５０ｈａ以上）を設定しうるもの（本規定２．（４）ロ）については、例外として工場適地に選定することを認めており、また、これまで市街化を抑制していた市街化調整区域を市街化区域へ変更する程のやむを得ない事情があるという理由から、法第２１条による市街化区域への変更を行う予定の地域において、既に定められている市街化区域との関連から工場立地を促進すべきものと認められるものは（本規定２．（４）ハ）については、工場適地に選定することを極めて例外的に認めている。<br　他方、ご提案の法第３４条第１２号については、いずれの類型にも該当しないことから、本規定２．（４）を本件において緩和することは適当でないと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1．外来用である社会資本等を立地要件に含めることは困難ときのことですが、美特区提案の対象地である東埼玉道路圧和ＩＣ予定地は、国道16号と国道16号即の結節点であり、現況において法律等の趨勢又は流通業務の総合化及び効率化を図るとの最低限の必須条件は満たしているものと解釈できます。<br　また、東埼玉道路の終点部である圧和ＩＣ周辺の産業集積は、国からの要請を受け「進めている事業であり、東埼玉道路の整備が実現するためにも、本特区提案の活用による課題解決は重要であると認識しております。<br　さらに、東日本大震災時における物流業務等を踏まえ、新たな視点による物流施設の誘導施策を検討することも重要であると考えられます。<br　このようなことから、圧和ＩＣの指定や特区活用による産業集積の必要性等に勘案していただき、再考を強く要望するものであります。	1．—○ 2．—○ 3．—○	－	流通業務総合効率化事業は、単に物流結節点としての性格を有する社会資本等の近傍に立地した流通業務施設を中核とさせる趨旨だけではなく、それらによって物流コストの削減やリードタイムの短縮効果、物流に伴う環境負荷の低減に資することを目的としていることから、流通自動車国道のインターチェンジ等の施設の近傍を立地要件としているものであり、法律等の趨旨を踏まえた地要件に含めることは適現である。<br　なお、本制度が圧和１Ｉ周辺における産業集積化の結げとなっているわけではなく、さらに物流施設の立地を制約しているものではない。	1040010	春日部市	埼玉県	国土交通省 経済産業省 農林水産省
1120030	地域冷暖房料金（熱供給料金）の経済産業大臣認可の廃止等	熱供給事業法第１４条第１項 ・熱供給規程料金算定要領（平成２２年３月２５日資庁第３号）第３章 ・熱供給規程料金審査要領（平成２２年３月２５日資庁第４号）第１章１（３）、第２章３	熱供給事業法第１４条により、熱供給事業者は熱供給の料金その他の供給条件について供給規程ごとに、経済産業大臣の認可を受けなければならないと定められている。（変更時も同様） また、熱供給規程料金算定要領及び熱供給規程料金審査要領は、国が熱供給事業法の適正な執行を行うにあたり作成されたものであり、熱供給料金の基本的な算定方法やその審査方法を定めたものである。 これらの料金規制は、熱供給事業が日常生活及び事業活動上欠くことのできないサービスであり、事業開始後は地域独占的な性格を有するため、需要者の料金の保護の見地から行われるものであり、総ての需要者に対して、公平かつ合理的な料金算定が行われるように するための措置である。	熱供給料金に関する経済産業大臣の認可制度を廃止し、熱供給事業者の自由な経営判断により、周辺地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるようにする。	C－部 D	－	①現状<br　地域冷暖房料金（熱供給料金）については、熱供給事業法第14条第1項に基づき、熱供給事業者が熱供給規程に定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない（変更時も同様）。またその際の料金設定については、同法第14条第2項第1号により料金が効率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」が求められ、具体的な基準は熱供給規程料金算定要領等に定められている。 ②問題点 この認可基準に基づく料金設定では、りんくうタウンのように地域冷暖房を導入した地域は、未導入地域よりも料金が割高になっている。そのため、新たに当地へ企業進出することを判断する際のコスト要因となり、企業の進出がなかなか進まず、まちづくりが進まない大きな課題の一つとなっている。また、デフレ経済の中、ギリギリのコスト削減を進めながら経営を行っている企業にとって、当地域における熱供給料金は、企業経営を圧迫する大きな要因になっており、利用企業からも再三値下げの要求が寄せられている。しかしながら、熱供給料金は、認可制度であり、料金算定基準が決まっているため、市場競争に基づく大阪ガス料金引下げといった対応が取れない状況である。<br　（例えば、りんくうタウンにおけるホテルの場合、光熱水費負担が他の地域のホテルの倍となり、経営圧迫の要因となった。） ③検決策 熱供給料金に関する認可制度の廃止、あるいは料金設定に係る算定基準を大幅に見直すことにより、熱供給事業者の自由な経営判断で、大阪ガス料金値下げを可能とし、周辺の他の地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金が設定できるように、規制緩和の措置を講じるべきである。 ④効果 熱供給事業の利用が促進されるとともに、都心部における低未利用地の利用促進も図られ、国土の健全な発展にも資するものと考える。<br　なお、規制緩和により熱供給事業者による不当な値上げがあった場合は、苦情申出制度（熱供給事業法第３１条）を活用して対応すべきである。	1．熱供給料金については、現行制度の枠組みの中でも値下げを行っている地域があることは認識。しかしまだまだ電気、ガス料金と同程度までの値下げとはなっていない。<br　事業者の経営判断により熱供給料金引下げを行うことは可能とのご回答であるが、算定要領等のどの部分で解釈できるのかお示しいただきたい。さらに総括原価の算定についても、需要者に事業者が作成した算定根拠が公開されておらず、認可料金制では事業者が現状維持しか考えず徹底した経営努力を行わないことが懸念されるため、事業者に徹底的に料金引下げに向けた努力を促す制度となるよう見直しを求めるものである。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	熱供給料金については、現行制度の枠組みの中でも値下げを行っている地域があることは認識。しかしまだまだ電気、ガス料金と同程度までの値下げとはなっていない。<br　事業者の経営判断により熱供給料金引下げを行うことは可能とのご回答であるが、算定要領等のどの部分で解釈できるのかお示しいただきたい。さらに総括原価の算定についても、需要者に事業者が作成した算定根拠が公開されておらず、認可料金制では事業者が現状維持しか考えず徹底した経営努力を行わないことが懸念されるため、事業者に徹底的に料金引下げに向けた努力を促す制度となるよう見直しを求めるものである。	C－部 D	－	まず、熱供給料金については、熱供給料金の原価コスト（必要な設備など熱供給事業にかかるコスト）の構成は電気事業やガス事業とは異なるため、電気料金・ガス料金と単純に比較しての御指摘は当たらないものと考える。 なお、そもそも熱供給事業は電気・ガス等の他の代替可能なエネルギーとの競争の中で事業を営んでいる。こうした中、エネルギー間の料金差が存在するとしても、需要家は自らの判断により、熱から他のエネルギーに代替をすすめることが可能であり、料金差の存在そのものがすぐに問題となるものではないと考える。<br　次に、算定要領についてのご指摘だが、算定要領は熱供給料金を算定するとその総括原価を構成する経費の項目を規定しているものであり、御指摘のような料金値下げについて記載する性質のものではないことは御理解いただけたい。<br　最後に、認可料金制度により事業者が現状維持しか考えず徹底した経営努力を行わないことが懸念されるとの点については、他地域では実際に料金値下げを行っている事業者も存在しており、制度の存在が料金の値下げを阻害していると の御指摘は当たらないものと考える。	1550030	大阪府	大阪府	経済産業省